



経理の窓 1月号

平成26年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務

法人、個人に共通して

1月20日 : H25年7月～12月までの源泉所得税の納付期限
(納期限の特例の届出者の場合)

1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村)
償却資産の申告期限(市町村)

法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成26年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

平成25年12月24日に平成26年度税制改正の大綱が閣議決定されました。大綱は、財務省のホームページより入手することができます。法人は主に減税措置、個人は、富裕層への課税が強化されています。詳細は、大綱や今後、国税庁から発表される資料などで、ご確認ください。

■法人課税

○生産性向上設備投資促進税制の創設

適用期日等 : 産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までに取得等した設備。

産業競争力強化法の施行日から平成26年3月31日までに取得等したものは、平成26年4月1日を含む事業年度において適用。

産業競争力強化法に定める生産性向上設備等を取得し、事業供用した場合、即時償却又は、税額控除が選択適用できる制度。

○中小企業投資促進税制の延長と拡充

中小企業投資促進税制を平成29年3月31日まで3年間延長。

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%の税額控除)。

○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(30万円未満の少額資産の損金算入の特例)を平成28年3月31日まで2年間延長(所得税にも適用)。

○復興特別法人税の課税期間を1年間前倒しで廃止(2年間の適用をもって廃止)。

○交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度を平成28年3月31日まで2年間延長し、飲食のための支出の50%を損金算入できるようにする。

年800万円まで損金算入される中小法人の特例も2年間延長。

中小法人は、「飲食費50%の損金算入」と「中小法人の特例」のいずれかを選択適用できる。

飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)を含みません。

- 雇用促進税制の適用期限を平成28年3月31日まで、2年間延長。
- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を撤廃。
- 中小法人等以外の欠損金の繰戻還付の不適用措置を平成28年3月31日まで、2年間延長。

■個人課税

- 給与所得控除の上限の引き下げ

平成27年まで給与収入1,500万円（控除額245万円）を平成28年は、1,200万円（控除額230万円）平成29年より1,000万円（控除額220万円）に引き下げ。

- NISA口座を開設する金融機関の変更が可能になる。NISA口座を廃止した場合に、NISA口座を再開設することができるようになる。

- ゴルフ会員権やリゾート会員権の平成26年4月1日以後の資産の譲渡について「生活に通常必要でない資産」として譲渡損失が生じた場合、他の所得との損益通算ができないようになる。

*譲渡を検討されている場合は、平成26年3月31日までに譲渡するかどうかの検討が重要。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。家事消費についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。



有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>